

自動車登録事項等証明書交付請求書と

刑法一五九条一項にいう「事実証明ニ関スル文書」の一事例

（東京高裁平成元年(う)第一〇二七号平成二年二月二〇日判決、高刑集四三卷一号
一二頁、判例タイムズ七三〇号三四四頁、判例時報一三四二号一五七頁）

十 河 太 朗

〔事実の概要〕 被告人Xは、いわゆる過激派の組織に属する者であるが、同組織に所属する数名の者と共に謀の上、成田空港二期工事関係の業者等が使用する自動車に関して、偽名を用いて自動車登録事項等証明書の交付を受けようと企て、前後二回にわたり、自動車登録事項等証明書交付請求書用紙合計一七通に自動車登録番号を記載し、偽名による署名・押印をした上、これを陸運支局係員に行使した。このような事案について、検察官は、有印私文書偽造罪、同行使罪として公訴を提起した。これに対して、弁護人は、自動車登録事項等証明書交付請求書は刑法一五九条一項にいう私文書には当たらないと主張した。

第一審の東京地裁は、「自動車の登録事項等を証明する制度は、自動車に関する権利関係等を明確に証明するとともに、自動車の安全、防犯等の公益的な目的にも資する面を有するところ、これが制度本来の趣旨に反する不当な利用目的に供されるとすれば、それは同証明書を交付するに当たり吟味されるべき事柄であり、特に自動車の登録が義務づけられ、かつ、罰則をもつて担保されている関係から、登録事項の公開につき所有者又は使用者が必ずしも同意しているものとはいえない状況等に照らして、そのような不当な利用目的による交付請求に対しても、当然これを制限する必要があるものといわなければならず、もとより行政当局としても、これに容易に応じない態度をとることができるものと解される。その意味において、自動車登録事項等証明書の交付請求に当たり、自動車登録規則二四条等により、一定の様式による申請書が求められているのは、証明書交付事務の円滑・適正な遂行を図る趣旨ばかりではなく、請求者の氏名又は名称、住所、交付を受ける理由等を記載することにより不当な利用目的の交付請求を抑制する趣旨をも含むものと解されるところである。したがって、登録事項等証明書交付請求書は、このような社会的な利害関係を有する事実を証明する文書として、刑法一五九条一項にいう『事実証明ニ関スル文書』に該当するものと解するものが相当である」として、有印私文書偽造罪、同行使罪の成立を認めた。

これに対して弁護人が控訴したが、控訴審の東京高裁は控訴を棄却し、以下のように判示した。

〔判決要旨〕 「自動車登録事項等証明書に記載される事項が、実社会生活に交渉を有する事項であることに疑いの余地はなく、このような事項に関する情報を入手する目的で作成提出される自動車登録事項等証明書交付請求書は何某という請求者がこれら情報の入手を請求する意思を表示したことを証明するものとして、実社会生活に交渉を

有する事項を証明するに足りる文書であつて、刑法一五九条にいう『事実証明ニ関スル文書』に当たるものと解されるから、本件請求書は刑法一五九条一項にいう『事実証明ニ関スル文書』に該当するとした原判決の判断は、結論において正当である。』

〔研究〕 一 問題の所在 本件は、偽名による署名・押印を用いて、自動車登録事項等証明書交付請求書を作成・行使した行為が私文書偽造罪、同行使罪に問われた事案である。本件で争点となつたのは、自動車登録事項等証明書交付請求書が私文書、すなわち刑法一五九条一項にいう「権利、義務又は事実証明に関する文書」に当たるか否かである。本判決はこれを肯定的に解し、原判決の結論を支持したが、従来、自動車登録事項等証明書の交付を請求するための文書を私文書と認めた判例は原判決以外には見当たらず、本判決は注目すべき判例である。そして、同様の問題は、住民基本台帳の閲覧及び住民票の写しの交付、戸籍謄本・抄本の交付、不動産登記簿等の閲覧及び謄本・抄本の交付などの請求書についても生じうことから、この点においても、本判決は大きな意義を有するといえよう。そこで、以下では、自動車登録事項等証明書交付請求書が私文書といえるのかについて考察することにしたい。

二 自動車の登録制度 道路運送車両法四条は、自動車は自動車登録ファイルに登録を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならないと規定し、同法五条一項は、登録を受けた自動車の所有権の喪失については登録を対抗要件としている。そして、同法六条一項により、自動車登録ファイルの登録は電子情報処理組織によつて行われると規定されているため、記録の閲覧もしくは謄本・抄本の作成が困難であることから、登録内容の公開方法としては、自動車登録事項等証明書を作成し交付する制度になつてゐる。すなわち、同法二二条一項は、何人も運輸大臣

に対し、登録事項等証明書の交付を請求できるとし、自動車登録規則二四条及び運輸省令は、交付請求書の形式を規定し、請求者は交付請求書の所定欄に自動車の登録番号、請求者の住所・氏名、交付を受ける理由などを記載し、押印することとしているのである。

三 「権利、義務に関する文書」 檢察官は、この自動車登録事項等証明書交付請求書は「権利、義務に関する文書」に当たると主張したようであるが、原判決及び本判決は、これについては特に判断を示さず、もっぱら「事実証明に関する文書」に当たるか否かを検討している。原判決及び本判決は、本件請求書が「権利、義務に関する文書」に該当しないのは当然のことであると考えたのかもしれない。しかし、本件請求書は「権利、義務に関する文書」に該当するとする見解も主張されているので、この点について検討しておく必要がある。

(1) 刑法一五九条一項にいう「権利、義務に関する文書」の意義については、学説上、権利・義務の発生・存続・変更・消滅の効果を生じさせることを目的とする意思表示を内容とする文書であるとか、権利・義務の発生・存続・変更・消滅の要件となる文書、あるいはその原因となる事実について証明力のある文書であると説明されている。もつとも、より広く、権利・義務を直接発生させるものでなくとも、事実上権利・義務に変動を与えることに向けられていれば足りるとする見解も存在する。一方、判例は、必ずしも「権利、義務に関する文書」の明確な定義を示しているわけではない⁽⁷⁾が、監査役による株式会社の報告書及び株主総会の決議録や、弁論再開申請書なども「権利、義務に関する文書」に当たるとしており、その範囲を、「権利・義務の得喪に直接影響を及ぼす文書」ばかりでなく、「権利・義務の存否に何らかの関連のある事実を証明するに足りる文書」にまで広く認めているように思われる⁽⁸⁾。

(2) 本件請求書が「権利、義務に関する文書」であることを肯定する見解としては、第一に、確かに自動車登録事項等証明書の抽象的・一般的請求権は道路運送車両法により与えられているが、証明書の利用目的が明らかに不当である場合には証明書の交付が認められないことから考へると、特定の自動車に関する登録事項証明書の具体的な交付請求権は、法令所定の様式による請求書を係官に提出してこそ発生すると見るべきだとする立場⁽¹⁰⁾がある。しかし、このような立場に対しても、自動車登録事項等証明書の交付を請求する権利は、道路運送車両法二二条一項によつて原則としてすべての者に与えられているのであって、本件請求書の作成・提出はその請求権を実現するための事実行為にすぎず、したがつて、たとえ交付請求の利用目的が不当なものであるとしても交付請求権 자체が消滅するわけではないのであるから、本件請求書の作成・提出は、交付請求権の発生・存続・変更・消滅の基礎となるものとはいえないとの見方もありえよう。⁽¹¹⁾

第二に、本件請求書は、交付請求権があることを直接証明するものではないけれども、この権利を具体的に行使したか否かを証明するに足りるものであり、その意味で権利義務「に関する」文書であるといふとする立場⁽¹²⁾がある。この立場は、「権利・義務に何らかの関連を有する事実を証明するに足りる文書」であれば「権利、義務に関する文書」としてよいという判例と同じ考え方を前提とするものであるといえるが、この立場に対しても、「権利、義務に関する文書」の意義をそこまで広げたのでは、「権利、義務に関する文書」と「事実証明に関する文書」との違いが曖昧になるばかりか、公共の信用を害する危険のないような文書までが私文書となり、私文書偽造罪の成立範囲が本当に広くなるおそれがあるとの批判があろう。⁽¹³⁾

第三に、本件請求書の作成・提出によつて手数料納付義務及び手数料請求権が発生するから、本件請求書は「権利、義務に関する文書」に当たるといえるとする立場もある。しかし、この立場に対しても、手数料に関する権利・義務は、証明書が交付されてこそ発生するものであつて、交付請求書自体の作成・提出によつて発生するものではないということもできる。このように見えてくると、本件文書が「権利、義務に関する文書」に当たるというためには、さらには検討が必要であるように思われる。

四 「事実証明に関する文書」

(1) これに対して、本件請求書の私文書性については、これが「事実証明に関する文書」に当たるかどうかという形で一般的には議論が展開されている。刑法一五九条一項の「事実証明に関する文書」の意義については、①証明すべき事実は法律事項に限定されず、広く社会生活上の事実であれば足りるとする見解⁽¹⁶⁾、②これを「法律上関係のある事実」に限定する見解⁽¹⁷⁾、③法律上関係のある事実には限定しないが、「社会的に重要な事実」に限定する見解⁽¹⁸⁾が対立している。判例は、①説に立ち、「事実証明に関する文書」とは「実社会生活に交渉を有する事項を証明する文書」であると説明しており⁽¹⁹⁾、たとえば虚偽の事実を公にしようと/or>する広告依頼書も「事実証明に関する文書」に当たるとするなど、その範囲をかなり広く認めているといつてよいであろう。

(2) 本判決は、自動車登録事項等証明書は実社会生活に交渉を有する事項を証明するに足りる文書であるから、その交付請求書も実社会生活に交渉を有する事項を証明するに足りる文書といえるとの考え方を示した。⁽²⁰⁾本判決の基礎にあるのは、「事実証明に関する文書」とは「実社会生活に交渉を有する事項を証明する文書」であるという立場であり、これは従来の判例の立場を踏襲するものといえる。そして、本件請求書が何らかの意味で「実社会生活に交渉

を有する」ものといえるのは明らかであるから、判例のような立場からは、本件請求書の私文書性は容易に認められるであろう。

しかし、およそ文書は「実社会生活に交渉を有する」といえるであろうから、判例のような定義では、私文書の範囲が不当に広がると批判されている。⁽²²⁾そもそも刑法二五九条一項が私文書偽造罪の客体を「権利、義務又は事実証明に関する文書」に限定しているのは、本罪の保護法益である公共の信用を害するおそれのない文書については本罪の成立を認めないという趣旨である。そうだとすれば、「事実証明に関する文書」は、公共の信用を害する危険のあるような文書、すなわち「法律上関係のある事實を證明する文書」もしくは「社會的に重要な事實を證明する文書」に限定すべきであり、この点で本判決の考え方には疑問が残る。なお、原判決は、「事実証明に関する文書」を「社會的利害関係を有する事實を證明する文書」と説明しており、若干限定的に解するような表現を用いている点が注目される。⁽²³⁾

(3) そうすると、問題は、本件請求書が「法律上関係のある事實を證明する文書」もしくは「社會的に重要な事實を證明する文書」といえるかである。ここで注目されるのは、自動車登録事項等証明書の交付請求に対して行政府に拒絶の余地があるか否かによって、本件請求書の私文書性が決定されるという指摘である。⁽²⁴⁾すなわち、仮に、行政府にはあらゆる請求に対して全く拒絶の余地がなく、誰でも証明書の交付を請求することができると解すれば、本件請求書の名義人が誰であるのかは重要ではないから、これを私文書として保護する必要はないということになるが、これに対して、不当な利用目的による請求に対しては行政府はこれを拒絶すると解すれば、証明書の利用

目的を判断するためには、誰が請求書を作成したのかということが重要となつてくるから、本件請求書は私文書に当たるというのである。

そこで、交付請求に対する行政手続の拒絶権の有無と本件請求書の私文書性との関連について考えてみると、確かに、自動車の登録は自動車の権利関係の公示手段であることから、道路運送車両法は、何人も自動車登録事項等証明書の交付を請求することができると規定しており、証明書の交付を請求するための資格を制限する明文の規定は存在しない。このように誰でも証明書の交付を請求することができる以上、交付請求書の名義人が誰であるのかは社会的に重要な事実ではないともいえる。本件請求書の私文書性を否定する見解は、このような点を捉えて、本件請求書は「社会的に重要な事実を証明する文書」⁽²⁶⁾とはいえないとするのである。

しかし、自動車登録事項等証明書の制度は、自動車の権利関係の公示ばかりでなく、自動車の安全性の確保、公害の防止及び整備についての技術の向上をも目的とするものと解され、そうだとすれば、自動車登録事項等証明書の不当な利用は、その本来の目的に反することになる。さらに、プライバシーの保護という観点からも、不当な利用目的によつて自動車に関する情報を入手する行為を防ぐ必要がある。したがつて、交付請求の目的が不当であることが明らかな場合には、これを拒絶する権限が行政手続には与えられていると解すべきであろう。⁽²⁷⁾そして、このような前提に立つた上で、請求者が誰であるのかは交付請求の利用目的を判断するための資料として重要であると考えれば、本件請求書の名義人の冒用は公共の信用を害するものであるということになり、したがつて、本件請求書は「法律上関係のある事実を証明する文書」もしくは「社会的に重要な事実を証明する文書」に該当することになろう。まさにこ

のような立場から本件請求書の私文書性を肯定したのが原判決である。すなわち、原判決は、「不当な利用目的による交付請求に対しても、……もとより行政当局としても、これに容易に応じない態度をとることができること」であり、「一定の様式による申請書が求められているのは……不当な利用目的の交付請求を抑制する趣旨をも含む」ことを理由に、交付請求書は「事実証明に関する文書」に該当するとの判断を示したのである。⁽²⁸⁾

もつとも、不当な交付請求に対する行政府の拒絶権を肯定しながら、本件請求書の私文書性を否定するという考え方もありうるであろう。証明書の交付の際に行政府は請求者の氏名などについて調査は行わず、形式上一定の様式が整つていれば証明書を交付するというのが現状であり、証明書の利用目的が不当であるかどうかの判断資料としての機能が本件請求書にはほとんどないことから考へると、本件請求書の名義人が誰であるのかは實際上重要ではなく、したがつて、本件請求書の名義人を偽つても公共の信用が害される実質的な危険はないという見方も可能だからである。⁽²⁹⁾

(4) 他方、法律上行政府に交付請求に対する拒絶権があるかどうかを論ずるまでもなく、本件請求書は「事実証明に関する文書」といえるという見解⁽³⁰⁾も存在する。すなわち、この見解は、行政府が証明書を交付しないような場合は、行政不服審査法による不服申立や行政訴訟及び国家賠償請求訴訟の提起などが可能となるが、本件請求書はそのような訴訟において重要な証拠となること、自動車の所有権などをめぐる民事事件や刑事事件で本件請求書は証拠となりうことから、本件請求書は「重要な事実に関する文書」であり、したがつて「事実証明に関する文書」に該当するといえるというのである。

これに対して、本件請求書の私文書性を否定する見解からは、確かに本件請求書は訴訟において重要な証拠となりうるかもしれないが、それと本件請求書の私文書性とは違う問題なのであって、本件請求書は訴訟で証拠として用いるために作成されたものではないから「事実証明に関する文書」とはいえないとの反論もありえよう。⁽³¹⁾しかし、一般に承認されているように、当初から事実証明の用に供する目的で作成された目的文書のみならず、そのような目的なしに作成された後に事実証明の用に供される偶然文書であっても、「事実証明に関する文書」といえるのであるから、右のような反論には理由がないというべきであろう。⁽³²⁾そして、誰が、いつ、どのような理由で、どの自動車の登録証明書の交付を請求したのかが訴訟において重要な争点となるということは實際上ありうることであり、その際に、交付請求書がそのような事項を証明する文書となる以上、これを「法律上関係のある事実を証明する文書」もしくは「社会的に重要な事実を証明する文書」としてよいようにも思われる。

もつとも、このような解釈によつて「事実証明に関する文書」の範囲が不当に広がるのではないかという疑問も提起されており、この点は考慮が必要である。確かに、いかなる文書であつても、作成された後に訴訟における重要な証拠として用いられる可能性はあるのであるから、もし作成された後に事実証明の用に供されうる文書がすべて私文書であるといふのであれば、すべての文書が私文書となりかねない。そもそも私文書偽造罪の保護法益が文書に対する公共の信用にあることから考へると、一定の事実を証明するという機能が社会生活上期待されていないような文書は、名義人を冒用しても公共の信用を害する実質的な危険がないから私文書ではないとすべきかもしれない。このような基準によれば、証明書の交付の際に請求者の氏名などについて調査は行われないという現状から考へて、本件請

求書は、一定の事実を証明するという機能が社会生活上期待されていない文書であると解すると余地もある。しかし、本件請求書が公的機関である行政庁に署名・押印の上提出する文書であることを考慮すると、本件請求書に対しては、その名義人が証明書の交付を請求したという事実を証明する機能が社会生活上ある程度期待されているといえようか。

(5) さらに、本件行為の私文書偽造罪・同行使罪の成否と行政罰の規定との関連についても注意を要する。戸籍法一二二条の二及び住民基本台帳法四四条は、プライヴァシーの保護という観点から、偽りその他不正の手段により戸籍謄本・抄本もしくは証明書の交付を受ける行為、あるいは住民基本台帳もしくはその写しを閲覧し、住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書の交付を受け、戸籍の附票の写しの交付を受ける行為に対し、五万円以下の過料を規定している。請求書の名義人を偽つてこれらの証明書の交付を受ける行為は、「偽りその他不正の手段」に当たり、行政罰が科せられる。これに対して、自動車登録制度についてはこのような規定は存在しない。これは、自動車の登録は自動車の権利関係の公示手段であり、その登録事項は原則として公開であること、自動車の登録事項の場合には、プライヴァシーが侵害される危険が戸籍簿や住民票の場合と比べて大きくないことに根拠があると解されてい。(35) このような公的証明書の交付請求書に関する法制度を前提とすれば、不正な手段によつて公的証明書を請求する行為に対する対しては、軽い行政罰のみを問題とし、刑法上の私文書偽造罪には問わないというのが法の建て前であるとの指摘がある。(36) もしそうだとすると、仮に、証明書交付請求の目的を判断するための資料として、あるいは訴訟における証拠として用いられるがゆえに本件請求書は「事実証明に関する文書」といえるとしても、行政罰の規定がない以上、その偽造及び行使は不可罰であるということになるであろう。

しかし、そのような指摘には問題があるようと思われる。右に挙げた行政罰は、プライバシーの保護という観点から規定されたものである。それに対して、私文書偽造罪の保護法益は文書に対する公共の信用である。このように、両者は保護法益が異なるのであるから、もし当該文書の偽造が公共の信用を害する抽象的危険を有するといえれば、それに対する行政罰の規定の有無にかかわらず、私文書偽造罪の成立が認められるというべきであろう。

五 本判決の意義 本判決は、「事実証明に関する文書」とは「実社会生活に交渉を有する事項を証明するに足りる文書」であるという考え方を示し、従来の判例の立場を踏襲した。このような立場からは、本件文書も当然に「事実証明に関する文書」に含まれることになり、その意味では本判決は事例判断であるともいえる。むしろ、本判決は、自動車登録事項等証明書交付請求書のみならず、それ以外の公的証明書交付等の請求書の私文書性にも影響を及ぼすという点で重要である。本判決の基準からは、住民基本台帳の閲覧及び住民票の写しの交付、戸籍謄本・抄本の交付、不動産登記簿等の閲覧、謄本・抄本の交付などの請求書も、「事実証明に関する文書」に当たるということになるであろう。⁽³⁷⁾ 本判決のような考え方には、これらの証明書及び閲覧によって得られる情報は「実社会生活に交渉を有する事項」であり、したがって、そのための請求書はこのような情報を入手する意思を表示したことを証明するものとして、「実社会生活に交渉を有する事項を証明するに足りる文書」であるといえるということになるからである。このように、本件文書の私文書性に関する議論は、類似の公的証明書交付等の請求書の私文書性にも影響を及ぼすものであり、その意義は少なくないといえよう。

(1) 東京地裁平成元年七月二〇日判時一三三七号一六〇頁。

「事実証明二関スル文書」の一事例

「事実証明ニ関スル文書」の一事例

同志社法学 四四卷四号 一〇四（五八四）

(2) 池上政幸「各種公的証明書の交付請求書の私文書性について(上)」捜査研究四六四号(平成二年)八〇頁註(23)は、本件で用いられた請求書には、交付を受ける理由を記載する欄があつたと指摘している。なお、角田正紀「私文書偽造罪の成否が問題とされた事例——事実証明に関する文書の意義——」警察公論四五卷二号(平成二年)五七頁参照。

(3) 渡部尚「事実証明に関する文書」研修四九七号(平成元年)四一頁参照。

(4) 大谷實『刑法講義各論第三版』(平成一年)四四〇頁、大塚仁『刑法概説(各論)』(改訂版)、(昭和六二年)四六七頁など。

(5) 藤木英雄『刑法講義各論』(昭和五一年)一五一頁、前田雅英『刑法各論講義』(平成元年)四六五頁など。

(6) 団藤重光「弁論再開申立書は文書偽造罪の目的たり得るか」『刑事判例評釈集第一巻』(昭和一七年)一二二頁。

(7) 鉄路地裁網走支判昭和四一年一〇月一八日判時四六八号七三頁は、「刑法一五九条の権利義務に関する文書とは、必ずしも権利、義務の得喪変更を直接目的とする意思表示を記載したものに限られないが、少なくとも権利、義務の発生原因となる事実を証明するものでなければならない」としている。なお、大判明治四〇年二月一九日刑録二三輯二三八七頁参照。

(8) 監査役による株式会社の報告書及び株主総会の決議録を「権利、義務に関する文書」としたのは、大判昭和一四年二月九日刑録一八卷三八日刑録一四輯八九頁、弁論再開申請書を「権利、義務に関する文書」としたのは、大判昭和一四年二月九日刑集一八卷三三頁。このほかに、判例が「権利、義務に関する文書」に該当するとしたのは、株式会社の取締役就任承諾書(大判明治三七年一二月二四日刑録一〇輯二二八七頁)、年金詐取のための居所届書(大判明治四二年六月一七日刑録一五輯七九二頁)、

銀行の出金票(大判明治四三年二月一〇日刑録一六輯一八九頁)、郵便為替証書の一部に記載された受領証(大判明治四三年五月九日刑録一六輯八二一頁)、教会の世話掛を嘱託する辞令書(大判大正二年四月一七日刑録一九輯五〇二頁)、一定の金額の送金を求める旨の虚偽の電信文を記載した電報頼信紙(大判大正三年六月一〇日刑録二〇輯二二八九頁)、大判大正一年九月二九日刑集一卷五〇五頁)、宛名のない借用証書(大判大正四年九月一日新聞一〇四三号二二頁)、譲受人を表示しない偽造の債権譲渡証(大判大正二年五月二十四日刑集二卷四五頁)、虚無の権利の催告書(大判昭和八年五月二三日刑集一二卷六〇八頁)などである。

(9) 池上・前掲註(2)七二頁。

(10) 池上政幸「各種公的証明書の交付請求書の私文書性について(下)」捜査研究四六五号(平成二年)八四一八五頁。

(11) 長井長信「自動車登録事項等証明書交付請求書が刑法一五九条一項にいう『事實證明ニ関スル文書』に該当するとされた事例」判例評論三七八号(平成二年)七二頁参照。

(12) 渡部・前掲註(3)四三頁。

(13) 角田正紀「自動車登録事項等証明書交付請求書と刑法一五九条一項にいう『事實證明ニ関スル文書』」平成二年度重要判例解説(平成三年)一五七頁参照。

(14) 釧路地裁網走支判昭和四一年一〇月二八日判時四六八号七三頁参照。池上・前掲註(2)七二一七三頁は、「権利、義務に關する文書」の意義に關する判例の態度を支持する。

(15) 池上・前掲註(10)八四頁。

(16) 小野清一郎「刑法一五九条一項に謂ゆる『事實證明ニ関スル文書』」『刑事判例評叢集第二卷』(昭和一七年)一六六頁、

池上・前掲註(2)七五頁、渡部・前掲註(3)四四一四五頁など。

(17) 大塚・前掲註(4)四六八頁、福田平『全訂刑法各論』(昭和六三年)九〇頁、平野龍一「刑法各論の諸問題15」法学セミナー一二三号(昭和四九年)六八頁など。

(18) 香川達夫『刑法講義〔各論〕第二版』(平成元年)二四二頁、二四三頁註(3)、前田・前掲註(5)四六五頁、藤木・前掲註(5)一五一頁など。

(19) 大判大正九年一二月二四日刑錄二六輯九三八頁。

(20) 大判明治四五年三月七日刑錄一八輯二六一頁。このほかに、判例が「事實證明に關する文書」に該當するとしたものには、郵便局に対する転居届(大判明治四四年一〇月一三日刑錄一七輯一七二三頁)、書画の画賛・箱書(大判大正二年三月二七日刑錄一九輯四三三頁)、大判大正一四年一〇月一〇日刑集四卷五九九頁、大判昭和二年九月一六日刑集一六卷一二六五頁、大判昭和一四年八月二一日刑集一八卷四五七頁、大判昭和一五年一〇月九日新聞四六二八号一一頁)、衆議院議員候補者の推薦状(大判大正六年一〇月二三日刑錄三三輯一一六五頁)、議員候補者を推薦することについて特定人に対する会議を催す事実證明ニ関スル文書の一事例

告する文書（大判大正九年二月二四日刑録二六輯九三八頁）、寄附金の贊助員芳名簿（大判大正一四年九月二二日刑集四卷五二八頁）、衆議院議員候補者の推薦状及び挨拶状を掲載した新聞廣告文（大判昭和五年六月一七日刑集九卷四一七頁）、衆議院議員選挙法九六条一項但書にもとづいて発行する推薦状（大判昭和一一年二月二日新聞四〇八六号一七頁）、紹介文、宛名を記入した紹介名刺（大判昭和一四年六月二六日刑集一八卷三五四頁）、政黨の機關紙の廣告欄の「祝発展、佐賀県労働基準局長A」との広告文（最決昭和三年九月一六日刑集一二卷一三号三〇三二頁）、大型自動車免許構造学科試験答案（釧路地裁網走支判昭和四一年一〇月二八日判時四六八号七三頁）、日本音楽著作権協会の英文略称JASRACを因案化したシール（東京高判昭和五〇年三月一日高刑集一八卷二号一二一頁）などがある。

(21) 池上・前掲註(10)八六頁も、証明書交付事務の円滑・適正な執行を確保するためには、本件請求書の記載内容が重要なから、本件請求書は「事実証明に関する文書」に該当するといえるとしている。

(22) 大谷・前掲註(4)四四〇頁、大塚・前掲註(4)四二三頁註(五)、四六八頁など。

(23) このように「事実証明に関する文書」の範囲を限定的に捉える立場に対しても、私印等偽造罪における行使の目的は、「法律上関係のある事実を証明する文書を使用する目的」もしくは「社会的に重要な事実を証明する文書を使用する目的」に限定されているわけではないのであるから、これとの均衡上、私文書偽造罪の客体も基本的には私文書すべてであると解すべきであり、例外的に、実社会生活に全く関連のないような文書が除外されるにすぎないとする批判がある。角田・前掲註(2)五二頁。なお、長井・前掲註(1)七四一七五頁参照。

(24) 長井・前掲註(1)七五頁、岡野光雄「事実証明ニ関スル文書」の意義」平野龍一・松尾浩也・原邦爾編「刑法判例百選II各論（第三版）」（平成四年）一五九頁。

(25) 角田・前掲註(13)一五八頁。なお、曾根威彦「私文書偽造罪の客体」法学セミナー四二八号（平成二年）二二七頁参照。

(26) 林幹人「自動車登録事項等証明書交付請求書と『事実証明ニ関スル文書』」判例セレクト⁹⁰（平成二年）三八頁、岡野・前掲註(24)一五九頁。

(27) 角田・前掲註(2)五五頁、渡部・前掲註(3)四七頁。なお、池上・前掲註(10)八九一九〇頁参照。

(28) 原判決の理論構造を支持し、その結論に賛成するのは、角田・前掲註(2)五五一五六頁、渡部・前掲註(3)四八頁。

(29) 長井・前掲註(11)七五一七六頁、岡野・前掲註(24)一五九頁参照。

(30) 池上・前掲註(10)八六頁以下。なお、渡部・前掲註(3)四八頁参照。

(31) 岡野・前掲註(24)一五九頁参照。

(32) 大谷・前掲註(4)四〇七頁、大塚・前掲註(4)四二三頁など。

(33) 池上・前掲註(10)八七一八八頁。

(34) 長井・前掲註(11)七六頁。

(35) 長井・前掲註(11)七七頁参照。

(36) 長井・前掲註(11)七七頁、岡野・前掲註(24)一五九頁。

(37) 角田・前掲註(13)一五八頁。

〔本判決評釈〕 本判決評釈として、長井長信「自動車登録事項等証明書交付請求書が刑法一五九条一項にいう『事実証明二

関スル文書』に該当するとされた事例」判例評論二七八号（平成二年）七〇頁、池上政幸「各種公的証明書の交付請求書の私文書性について(上) 捜査研究四六四号（平成二年）六九頁、同「各種公的証明書の交付請求書の私文書性について(下) 捜査研究四六五号（平成二年）八三頁、曾根威彦「私文書偽造罪の客体」法学セミナー四二八号（平成二年）一一七頁、角田正紀「自動車登録事項等証明書交付請求書と刑法一五九条一項にいう『事実証明二関スル文書』」平成二年度重要判例解説（平成三年）一五六頁、林幹人「自動車登録事項等証明書交付請求書と『事実証明二関スル文書』」判例セレクト⁹⁰（平成三年）三八頁、岡野光雄「『事実証明二関スル文書』の意義」平野龍一・松尾浩也・芝原邦爾編『刑法判例百選II各論（第三版）』（平成四年）一五八頁。

原判決に関するものとして、渡部尚「事実証明に関する文書」研修四九七号（平成元年）三九頁、角田正紀「私文書偽造罪の成否が問題とされた事例——事実証明に関する文書の意義——」警察公論四五卷二号（平成二年）五〇頁。

〔事実証明二関スル文書〕の一事例